

新座市太陽光発電設備等設置費補助金

補助金該当チェックシート

1. 申請者の要件の確認

<input type="checkbox"/>	申請者は以下のいずれかに該当すること。
<input type="checkbox"/>	【個人の場合】新座市内に住所を有する者であって、自己の居住の用に供する住宅に対象の設備を設置すること。
<input type="checkbox"/>	【事業者の場合】市内の事業所において事業を営むものであって、当該事業所に対象設備を設置すること。
<input type="checkbox"/>	これまでに当該補助金の交付を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	市税を滞納していないこと。
<input type="checkbox"/>	対象の設備の設置に当たって、また設置後も、市の求めに応じて書類の提出や、現地確認を受けることに同意できること。

2. 対象設備の確認

2-1. 太陽光発電設備

<input type="checkbox"/>	商品化され、導入実績がある設備で、未使用品であること。
<input type="checkbox"/>	発電した電力のうち、30パーセント以上の電力量を自ら消費すること。ただし、事業者の場合は、自家消費分を含めて50パーセント以上を埼玉県内の需要家が消費すること。
<input type="checkbox"/>	固定価格買取制度、FIP制度のいずれの認証も取得しないこと。
<input type="checkbox"/>	接続供給は行わないこと。
<input type="checkbox"/>	耐用年数を経過するまでは、J-クレジット制度への登録は行わないこと。
<input type="checkbox"/>	申請時点では対象設備に関する契約を行っておらず、契約は交付決定後に行うこと。
<input type="checkbox"/>	工事及び支払いが完了した上で、完了報告書を年度の2月10日までに提出できること。

2-2. 蓄電池設備

<input type="checkbox"/>	商品化され、導入実績がある設備で、未使用品であること。
<input type="checkbox"/>	平時において充放電を繰り返すことができる。
<input type="checkbox"/>	停電時にのみに利用する非常用予備電源ではないこと。
<input type="checkbox"/>	上記2-1の太陽光発電設備に付属するもの又は既設の太陽光発電設備に連結するものであること。
<input type="checkbox"/>	定置用であること。
<input type="checkbox"/>	蓄電池の仕様として、別紙の要件を満たしていること。 (別紙 蓄電池の仕様を御確認ください)
<input type="checkbox"/>	申請時点では対象設備に関する契約を行っておらず、契約は交付決定後に行うこと。
<input type="checkbox"/>	工事及び支払いが完了した上で、完了報告書を年度の2月10日までに提出できること。